

富山大学医学部医学科 総合型選抜「富山県特別枠」対象 令和8年度富山県地域医療確保修学資金貸与制度のご案内

富山県

富山県では、将来、富山県内の地域医療を担う人材を育成する観点から、富山大学医学部医学科の総合型選抜総合型選抜Ⅱ「富山県特別枠」（以下、「富山県特別枠」という。）による入学者に対して、富山県地域医療確保修学資金貸与制度を設けています。

このため、富山大学医学部医学科における「富山県特別枠」は、合格者（入学者）がこの修学資金の貸与を受けることを前提として選抜されます。

富山県の地域医療に貢献するという強い意志を持っている方を募集します。

1. 貸与される方 富山大学医学部医学科の「富山県特別枠」による入学生

2. 貸 与 額

入学料相当額	（入学時 282,000 円 予定）
授業料相当額	（年 額 536,000 円 予定）
修 学 費	（月 額 100,000 円）

3. 貸 与 期 間 6 年間（大学入学から卒業まで）

4. 返 還 の 免 除 富山大学を卒業後、医師となり、その後、富山県知事が指定する臨床研修病院※¹で臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する研修）を修了した後、知事が貸与生ごとに指定する県内の医療機関※²において、地域医療に必要な診療科※³（小児科、外科、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科）の診療に従事し、9 年間勤務※⁴した場合に、返還が免除されます。（返還免除の条件を満たさない場合は、貸与額に所定の利子率（5%）を乗じて得た額を返還していただきます。）

また、別に定めるキャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム※⁵の適用を受けることとなります。（★フローチャートをご覧ください。）

※1 臨床研修病院

富山大学附属病院等県内の臨床研修病院になります。

※2 医療機関

勤務する医療機関は、次の病院又は診療所の中から指定されることとなります。

（注）令和7年度のものでありますので、臨床研修を修了された時点では、変更している場合があります。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ・ あさひ総合病院 | ・ 黒部市民病院 |
| ・ 富山労災病院 | ・ かみいち総合病院 |
| ・ 厚生連滑川病院 | ・ 富山市立富山市民病院 |
| ・ 富山県立中央病院 | ・ 富山大学附属病院 |
| ・ 富山まちなか病院 | ・ 富山赤十字病院 |
| ・ 済生会富山病院 | ・ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター |
| ・ 国立病院機構富山病院 | ・ 射水市民病院 |
| ・ 高岡市民病院 | ・ 済生会高岡病院 |
| ・ 地域医療機能推進機構高岡ふしき病院 | ・ 厚生連高岡病院 |
| ・ 金沢医科大学氷見市民病院 | ・ 北陸中央病院 |
| ・ 市立砺波総合病院 | ・ 南砺市民病院 |
| ・ 国立病院機構北陸病院 | ・ 公立南砺中央病院 |
| ・ 南砺市利賀診療所 | ・ 南砺市上平診療所 |
| ・ 南砺市平診療所 | ・ 富山西総合病院 |

※ 3 診療科

診療科は、臨床研修を行った後、富山県及び富山大学と協議を行いながら、地域医療において必要な複数の診療科（小児科、外科（＊１）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（＊２））の中から選択していただきます。

（＊１）外科について

外科は、新専門医制度の基本領域における「外科」のみを指し、整形外科及び形成外科は含みません。基本領域の「外科」を修了した後、サブスペシャリティ領域の専門分野に従事する場合は、「呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科」を対象とします。

（＊２）感染症内科について

基本領域「内科」を修了した後、サブスペシャリティ領域「感染症」の専門分野に従事する場合を対象とします。その場合に限り、修学資金の返還を免除します。（基本領域「内科」を修了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合、基本領域「内科」の従事期間も返還免除の対象とはなりません。）

※ 4 勤務

臨床研修を行った後、知事が指定する医療機関において、９年間診療に従事していただきますが、富山大学附属病院等の県内医療機関において、知事が認める研修（専門研修等）を受ける期間は、診療に従事すべき９年間に含めます。なお、９年間のうち、医師多数区域（富山市）以外の指定された医療機関等に４年間以上勤務することとします。

※ 5 キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用

富山県では、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムを定めており、修学資金の貸与を受けた方は、本プラン及びプログラムの適用を受けることとなります。

5. 返還の猶予 次の場合には、申請により返還を猶予します。

- ① 富山大学を卒業した後、医師免許を取得するまでの期間
（ただし、２年を限度とする。）
- ② 医師免許を取得した後、引き続き行う臨床研修の期間（２年）
- ③ 指定する医療機関において、地域医療に必要な診療科の診療に従事している期間
- ④ 知事が認める研修の期間

6. 申請の時期 令和８年３月中旬までに貸与申請していただき、４月上旬に貸与決定を行います（詳細については、「富山県特別枠」に合格し、入学手続をされた方にご案内します）。

※ 申請にあたっては、２名の連帯保証人（予定）が必要となります。

１名は、貸与を受けようとする者の親族（父母等）、もう１名は、家計を別にする成年者であって、修学資金を返還できる資力を有する者（県内に在住する者が含まれることが望ましい）としてください。